

大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設
指定管理予定者
公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月1日

大熊町

目 次

1. 指定管理予定者の募集について	1
2. 指定管理予定者について	1
3. 本要領の位置づけ	1
4. 整備予定施設の概要	2
5. 指定の期間	2
6. 業務範囲	3
7. 管理運営に要する費用	4
8. 参加資格	5
9. 応募・選定の手続き等	8
10. 参加に際しての注意事項	16
11. 問い合わせ	18

1. 指定管理予定者の募集について

現在、大熊町（以下「町」という。）では大熊町大野駅西地区の復興を先導するための施設として、地元産業の需要の受け皿だけでなく、ビジネスマッチングや人材・企業等の交流に資する働く場や訪れる場所、そして長期にわたり新たな産業を生み出す場所としての役割を担う産業交流施設、町民及び大野駅西地区等の就労者の利便性を向上させる場所だけでなく、町外からの来訪者や交流人口を呼び込む新たな人の交流や賑わい創出する場所としての役割を担う商業施設、そしてそれらの利用者や来訪者のための駐車場（以下、総称して「整備予定施設」という。）の令和6年度冬頃開業を目指し事業を進めている。整備予定施設は、公共施設でありながらも利用料金等を徴収できる収益施設となるため、自治体と民間の双方の優位性を生かした柔軟な運営形態が望ましく、各施設の管理運営を大野駅西地区全体の運営にいかに波及させるかが重要である。

また、大野駅西地区の賑わい創出や持続的に成長しながら運営を続けられるよう「地域の活性化」のための自主性や主体性が発揮できる運営を期待しているため、施設運営者としての意見を設計段階から反映できるよう、次期、指定管理者となる指定管理予定者を公募することとする。

指定管理予定者には、開業準備までの期間において、整備予定施設の運営計画やデザインなどの検討への参画を求めるとともに、運営計画のほか、町民や利用者予定者との積極的な連携を図り、開業準備・その後の管理運営に向けて町と一体となり取り組んでいくことを期待している。

2. 指定管理予定者について

指定管理予定者とは、令和6年度冬頃開業予定の整備予定施設について、指定管理者に指定される前の準備行為として町全体・地域の活性化を図るための利用予定者の誘致、大野駅西地区周辺における各種活動との連携、その他施設の管理運営に必要な事項等を、大熊町及び関係機関並びに利用予定者と一体となって検討・実施し、大野駅西地区のエリア・施設運営の中核となる指定管理者の候補者をいう。

3. 本要領の位置づけ

本要領は、整備予定施設の指定管理予定者となる事業者の選定にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び大熊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大熊町条例第19号）の規定に準ずるほか、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

なお、本要領に記載のない項目については、町と協議のうえ、定めることとする。

4. 整備予定施設の概要

整備予定施設の概要は、「大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設指定管理予定者公募型プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示す。

なお、整備予定施設の概要については一例であり、面積や内容については、今後の設計等における関連団体との協議や指定管理予定者の提案等を踏まえ、変更となる場合があることに留意すること。

5. 指定の期間

(1) 指定管理予定者の期間

指定管理予定者の期間としては、令和4年9月下旬頃から指定管理期間の開始日（令和6年春頃を予定）までを予定する（ただし、同時期に公募を開始する「大熊町産業交流施設整備公募型プロポーザル」において特定されなかった場合、また特定された者と協定の締結に至らなかった場合及び整備の完了時期に変更があった場合については、この限りではない）。

なお、指定管理予定者として選定された者は、町と協議のうえで覚書を交換し、別途業務委託契約を締結し、業務を行う。

その後、町は指定管理予定者と管理運営業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定にする協議を行い、議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しない。これらの場合、指定管理予定者が応募に関して負担した費用については、一切補償しないこととする。

(2) 指定管理者の指定期間

令和6年夏頃から令和11年春頃までの約5年間を最初の指定管理者の期間として予定する。

整備予定施設の開業は、令和6年度冬頃を予定するが、工事進捗等により変更となる場合がある。その場合、変更となる時期について事前に協議するが、町はそれに伴う補償は一切しないこととする。施設への立ち入り可能日は、原則、建設工事引き渡し日以降とする。

6. 業務範囲

(1) 指定管理予定者が行う業務範囲

指定管理予定者が行う業務は、以下の①～③の業務とする。詳細は仕様書に示す。

① 共通

- ア エリア全体・施設別の運営計画等に関する検討及び計画書作成
- イ 整備予定施設の利用予定者との諸調整
- ウ 基本設計等の協議への参加及び助言
- エ 地域の活性化に資する企画及び実施

② 産業交流施設

- ア 管理運営に係る諸条件の検討・提案

③ 商業施設

- ア 管理運営に係る諸条件の検討・提案
- イ 商業施設等の各区画利用希望者の誘致
- ウ 商業施設整備事業者公募における助言

(2) 指定管理者が行う業務範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、以下の①～③の業務を想定する。詳細は仕様書に示す。

① 指定管理業務

- ア 開業準備業務
- イ 運営業務
 - (ア)利用の受付・許可・記録業務
 - (イ)利用料金の徴収業務
 - (ウ)入退去管理・指導業務
 - (エ)新規利用者の誘致業務
 - (オ)光熱水費の徴収・管理・支払業務 ※精算払い
 - (カ)保安・警備業務
 - (キ)施設広報活動業務
 - (ク)その他施設の管理に関し、町長が必要と認める業務
- ウ 維持管理業務
 - (ア)保守点検業務（法定点検、日常点検、清掃）
 - (イ)修繕業務
 - (ウ)外構・植栽等維持管理業務
 - (エ)廃棄物処理業務

② (仮称)地域の活性化に資する業務(提案事業又は自主事業)

③ 自主事業(指定管理者が自ら企画・立案して、自己資金で実施する事業)

7. 管理運営に要する費用

(1) 指定管理予定者の業務に要する費用

町は必要に応じて、指定管理予定者と業務委託契約を締結し、業務に要する人件費や事務費等を予算の範囲内で支払う。

なお、地域の活性化に資する企画・提案について、町が認めた提案等については、その実施に係る費用について町と協議により決定するため、以下に記載の委託費の範囲外とする。

《指定管理予定者の業務に係る委託費の上限》

令和4年度：19,360千円（税込）

令和5年度：13,310千円（税込）

(2) 指定管理者の管理運営に要する費用

指定管理者は、整備予定施設を利用して製造又は販売する者や整備予定施設を占有により利用する者等が支払う施設の利用料金を自らの収入とすることができる。

整備予定施設の管理運営に要する人件費、維持管理費（専用部に係る水道光熱費等は含まない）、事務費等の経費は、利用料金のほか、町が支払う指定管理料、その他収入（自主事業による売上など）をもって、指定管理者が負担することとする。

① 指定管理料

指定管理者は、利用者の誘致等により利用料金等の収入の向上に努め、指定管理料の縮減を目指すこと。

指定管理料の上限は、現段階では以下の対象範囲のみ想定するが、本公募における提案の金額がそのまま指定管理料となるわけではなく、提案の金額を基本に、施設計画・管理運営方法等の詳細が定まった段階で、町と協議のうえ指定管理料を決定する。

《指定管理料の上限（一部）》

対象範囲：産業交流施設、駐車場の管理運営及び商業施設の一部の業務に係る
指定管理料の上限

上 限　：57,750千円（年間）

※ 上記の費用について、商業施設における施設建築物の管理運営に係る指定管理料は、指定管理予定者の段階において、施設計画・運営方法等の詳細が定まったうえで町と協議し決定することとするため、外構・植栽維持管理業務に相当する維持管理経費のみ含めている。商業施設の管理運営に係るその他の指定管理

料は、指定管理予定者の段階において、施設計画・運営方法等の詳細が定まったうえで、町と協議し決定する。

※ 上記のうち、光熱水費（産業交流施設分）については、29,160千円を上限として見込んでおり、実績に基づき別途精算払いとする。

※ 開業準備、（仮称）地域の活性化に資する業務、その他施設の管理に関し、町長が必要と認める業務に係る指定管理料も同様に、上記に含んでおらず、指定管理予定者の段階において、町と協議し決定することとする。

② 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

ア 指定管理料

イ 利用料金収入

ウ 指定管理者の自主事業実施に伴う収入（提案業務を含む）

指定管理者は、利用者の誘致等により利用料金等の収入の向上に努め、指定管理料の縮減を目指し、年度ごとの利用料金収入等の目標を検討すること。

指定管理料は、指定管理者に指定された段階において、町と協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

なお、利用者に実費を請求する経費については、指定管理者の支出・収入には計上せず、経費から減額すること。

③ その他

その他開業準備等における役割分担及び費用負担等や（仮称）地域の活性化に資する業務の実施に係る経費の取り扱いについては、詳細は仕様書に示す。

8. 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 次の内容を深く理解し、真摯に取り組む者。

ア 本要領（大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設 指定管理予定者公募型プロポーザル実施要領）

イ 仕様書（大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設 指定管理予定者公募型プロポーザル仕様書）

ウ 大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）

エ 大熊町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）

オ 大熊町第二次復興計画改訂版（以下、「復興計画」という。）

カ 特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下、「復興再生計画」という。）

キ その他町から提供される資料

- (2) 単一の団体又は複数の団体の共同事業体（以下、「共同事業体」という。）。
- 共同事業体の場合は、あらかじめ「共同事業体協定書（様式6-3）」により定められた代表者が申請手続きを行うこと。なお、共同事業体の構成員は別の共同事業体の構成員又は単一の団体として申請することはできない。
- (3) 参加申込み時に法人格を有する者。なお、共同事業体で応募する場合は、構成員全てが法人格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。
- (5) 町から指名停止を現に受けていない者。
- (6) 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者。
- (8) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者であること。なお、共同事業体で応募する場合、構成される者のいずれかが宅地建物取引業者であること。
- (9) 町内に主たる事業所、営業所若しくは事務所を置く又は置こうとする者。なお、共同事業体で応募する場合、構成される者のいずれかが条件を満たすこと。
- (10) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に関わる必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

9. 応募・選定の手続き等

応募選定のスケジュールは以下のとおりとする。

《募集から指定管理予定者選定までのスケジュール》（暫定）

日程	内容	日程
募集に係る資料	の配布	令和4年6月1日～6月22日
質問及び回答	質問の受付	令和4年6月1日～6月9日
	質問に関する回答及び追加説明	令和4年6月17日以降
参加申請書類	の提出	令和4年6月23日
資格審査結果	の通知	令和4年6月30日以降
応募書類	の提出	令和4年7月29日
ヒアリング審査日時	の通知	令和4年8月3日以降
ヒアリング審査		令和4年8月中～下旬
指定管理予定者	の選定結果及び通知	令和4年8月下旬
選定後の協議 及び覚書の交換、 業務委託契約	指定管理予定者との協議	令和4年9月中旬
	指定管理予定者との覚書交換	令和4年9月中～下旬
	指定管理予定者との業務委託契約	令和4年9月下旬
～指定管理予定者の期間～		令和4年9月下旬～ 指定管理者としての指定（令和 6年春頃を予定）まで
協定の締結に係る協議		令和6年4月頃（予定）
指定管理者の指定の議決		令和6年6月頃（予定）
協定の締結		令和6年7月頃（予定）
～指定管理者の期間～		令和6年夏頃から令和11年春 頃

（1）募集に係る資料の配布

下記の期間に、大熊町役場企画調整課及び大熊町ホームページ上で配布する。

ア 配布期間：令和4年6月1日（水）～6月22日（水）

「11. 問い合わせ」での交付については、上記配布期間における土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）。

イ 配布資料

（ア）本要領

（イ）仕様書

（ウ）様式集

（エ）「大熊町産業交流施設整備公募型プロポーザル」のうち、本公募に関する資料等の別添資料

※上記（ア）～（エ）までの資料を、以下「募集資料」という。

※（エ）については、「大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設指定管理予定者秘密保持に関する確認書（様式1）」及び「印鑑証明書」（3か月以内のものに限る。）の提出と引き換えに配布するので、大熊町役場企画調整課窓口のみでの配布とする。

ウ 交付方法

あらかじめ交付希望日時を前日までに連絡のうえ、「11. 問い合わせ」にて資料の交付を行う。

(2) 質問及び回答

募集資料に質疑のある団体等は、下記期限までに、「質問書（様式2）」を提出すること。

ア 受付期間：令和4年6月1日（水）から令和4年6月9日（木）午後5時まで

イ 提出方法：参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参にて提出すること。
電話又は口頭による質問は受け付けない。

ウ 提出先：「11. 問い合わせ」

※あらかじめ提出希望日時を前日までに連絡のうえ、「11. 問い合わせ」にて申請資料の提出を行う。

エ 提出部数：2部（提出書類とともにWord形式にて作成した電子データをCD-R1枚に記録し、2部提出すること。）

オ 回答方法：町ホームページに掲載（必要に応じ追加説明書を公表）

カ 回答予定：令和4年6月17日（金）以降

(3) 参加申請書類の提出

参加の意思のある団体等は、下記期間までに、次に示す参加申請書類を提出すること。

共同事業体で応募する場合には、合わせて「様式6-1～4」の書類も提出すること（団体概要書（様式5）は不要）。

ア 受付期間：令和4年6月1日（水）から令和4年6月23日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）

イ 提出方法：参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参にて提出すること。

ウ 提出先：「11. 問い合わせ」

※あらかじめ提出希望日時を前日までに連絡のうえ、「11. 問い合わせ」にて申請資料の提出を行う。

エ 提出書類：下記の通り（提出書類とともにPDF形式にて作成した電子データをCD-R1枚に記録し、2部提出すること。）

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を併せて提出すること。

《資格審査書類一覧》

様式番号等	書類名	提出部数	備考
様式 3	参加表明書	2部	
様式 4	指定管理者指定申請書	2部	
様式 5	団体概要書	2部	法人又は団体の場合
様式 6 - 1	共同事業体構成員表	2部	グループの場合
様式 6 - 2	共同事業体構成員概要書	2部	グループの場合、 構成員全てを提出
様式 6 - 3	共同事業体協定書	2部	グループの場合 任意様式
様式 6 - 4	委任状	2部	グループの場合
様式 7	応募資格がある旨の誓約書	2部	
附属資料	定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類	2部	グループの場合、 構成員も全て、提出すること
	履歴事項全部証明書（原本）又は身分証明書	2部	
	当該団体等の経営状況を説明する書類（直近決算の財務諸表）	2部	
	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）	2部	
	納税証明書（事業税、法人県民税、法人市町村民税）	2部	
	営業許可（登録、認可、届出）等の一覧	2部	

エ 留意事項

- (ア) 代表者の氏名及び住所を記載した書類を添付すること。
- (イ) 設立1年未満の会社の場合は、開始貸借対照表を添付すること。
- (ウ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類を添付すること。
- (エ) 参加表明書の提出後に申請を辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査書に不備がないか、参加資格・参加条件を満たしているか、失格事項に該当がないか等の書類審査を行い、結果を全応募者に文書で通知する。

ア 通知時期 令和4年6月30日（木）以降

イ 通知方法 応募者全員に文書にて通知する。

ウ 予期せぬ理由等により、通知時期を変更する場合がある。

(5) 事業計画書等提案書類の提出

提出にあたっては、下記期間までに、次に示す提案書類を提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合がある。

ア 受付期間：令和4年7月1日（金）から7月29日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）（必着）

イ 提出方法：参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参にて提出すること。
※持参する際は、あらかじめ提出希望日時を前日までに連絡のうえ、「11. 問い合わせ」にて申請資料の提出を行う。

ウ 提出先：「11. 問い合わせ」

エ 提出書類：下記の通り（提出書類とともにPDF形式にて作成した電子データをCD-R1枚に記録し、2部提出すること。）

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3号封筒2通を提出すること。

《提案書類一覧》

様式番号等	書類名	提出部数	備考
様式8	事業計画書	正本2部、副本7部	任意様式も可
様式9	収支計画書	正本2部、副本7部	任意様式も可 様式9-1、9-2含む
様式10	関心表明書	（正本2部、副本7部）	提出する様式の参考とすること

※事業計画書（様式8）の本文のフォントは「11」以上とすること。図表はこの限りではない。

※副本は、社名等の個別名が特定できる文言を記載しないこと。

※様式10の副本は、正本のコピーを可とする。

(6) ヒアリング審査

町が別に定める大熊町大野駅西地区産業交流施設等指定管理予定者業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により審査を実施する。

① 審査方法

指定管理予定者の選定は、「大熊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」並びに本要領に基づき実施する。選定審査は、審査委員会による提出書類の提案内容に基づくヒアリングにより行う。

ア 提出書類の事業計画書（様式8）（副本）の内容に基づくプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を実施し、「②選定基準」に基づき採点・審査を行う。

イ パワーポイントの使用は可能とするが、提出資料に掲載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うこと、社名等の個別名を特定できる説明を行うことは禁止とする。

ウ ヒアリング審査の実施時期については、8月中～下旬に大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大川原南平1717）での実施を予定している。

詳細の時間・場所は令和4年8月3日（水）以降に通知する。

エ 予期せぬ理由等により、開催方法、開催日時を変更する場合がある。

オ 採点・審査は非公開とする。

カ ヒアリング審査当日の機器等の準備については、開催日時の通知と合わせて別途通知する。

② 選定基準（案）

ア 選定にあたっては、次表の評価項目・評価視点に基づき、指定管理予定者としての適性に対する評価を行う。

イ 審査の結果、得点が最も高い者を本公募型プロポーザルの第1候補者として特定し、整備予定施設 指定管理予定者とする。ただし得点が最も高い者が複数となる場合は、引き続き同一の審査委員会により提案内容の評価項目を再評価して決定する。

ウ 整備予定施設 指定管理予定者選定の最低基準点は、満点に対し6割の点とする。

《評価項目・評価視点》

評価項目		評価視点	配点	
企画内容	1. 大熊町の現状に対する課題の認識とその対応としての整備予定施設の役割等について	(1) 大熊町の現状や課題を把握したうえで、復興における大野駅西地区の役割についての理解	① 大熊町の復興等に係る状況や課題が提案者の視点・考察により整理され、そのうえで大野駅西地区の役割が理解されているか	10点
		(2) 大野駅西地区の役割の中で整備予定施設に求められる管理運営方針の考え方	② 課題解決における大野駅西地区の役割において、整備予定施設に求められる運営方針や考え方が示されているか	
	2. 管理運営の考え方	(1) 利用者・来訪者の満足度を高める運営手法の工夫	① 利用者や来訪者に向けての満足度を高める運営上の工夫が、上記1の運営方針を基に施設毎の役割に合わせて提案されているか	20点
			② 整備予定施設における利用者満足度を高める運営手法の工夫が示されているか	
		(2) 安心・安全な利用に向けた管理手法	③ 日常的な管理・点検やそれ以外の災害等発生時において、安心・安全な利用に繋がる施設管理手法が示されているか	
			(3) 一体的かつ効率的な管理運営の工夫	
	3. 指定管理料の縮減の考え方	(4) 業務遂行にあたり想定されるリスクに対する対応策	⑤ 整備予定施設の持続的な利用及び確実な指定管理業務の遂行にあたり、施設毎に想定されるリスクに対し、対応策が示されているか	10点
		(1) 指定管理料の縮減に向けた取組方針	① 指定管理料の縮減に向けた工夫について具体的な方策が示されているか	
	4. 賑わい創出について	【特定テーマ①】 整備予定施設に係る利用者（テナント）誘致の考え方・手法	② 町の財政負担軽減につながる利用料金の設定の考え方に利用者の事業継続性への配慮等が示されているか	20点
			② 利用者（主に商業テナント）の誘致について、誘致の確実性及び公平な選定方法が示されているか	
		【特定テーマ②】 地域の活性化に資する企画の考え方・推進方法の提案	① 大野駅西地区や整備予定施設の役割の達成に繋がるような利用者（主に商業テナント）が明確に示されているか ※ 関心表明書（様式 10）の提出も求める	20点
			② 効果的な実施に向けた進め方、ロードマップや費用負担の考え方が示されているか	
企画提案 小計			80点	

評価項目		評価視点	配点
指定管理（予定者）業務の遂行能力	5．組織体制	(1) 指定管理業務における安定的な人的基盤や財産基盤	10点
		① 確実かつ効率的な管理業務の実施にあたり、ノウハウの活用が期待でき、ビル管理実績のある人員を配置する等適切な体制が図られているか ※従事員のビル管理実績を証明する資料を添付すること ※実績については、現在業務履行中のものも可とする	
	6．連携手法	(2) 関係者との連携手法	10点
		② 大熊町民の雇用に繋がる考え方が示されているか	
指定管理（予定者）業務の遂行能力 小計			20点
合計			100点

(7) 指定管理予定者の選定結果及び通知

町は、審査委員会による審査結果に基づき、指定管理予定者を選定し、その結果を、次の要領で全応募者に文書で通知する。

ア 通知時期 令和4年8月下旬

イ 通知方法 ヒアリング審査参加者全員に文書にて通知し、指定管理予定者については町ホームページにて公表する。

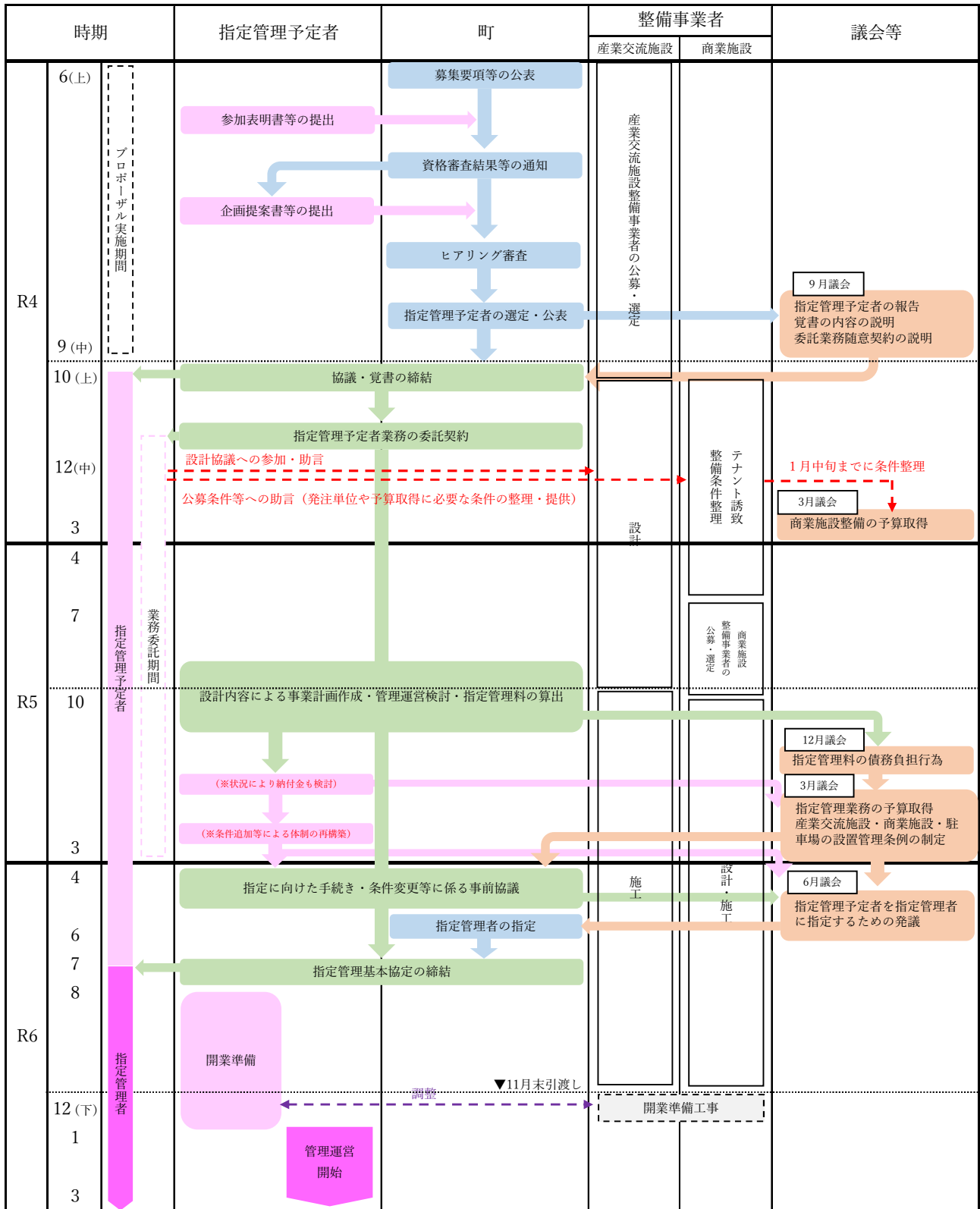
ウ 選定されなかった参加者は、通知を受けた日から15日以内に、町に対し、書面によりその理由について、書面により説明を求めることができる。

エ 予期せぬ理由等により、通知時期を変更する場合がある。

(8) 選定後の協議及び覚書の交換

町と指定管理予定者は、協議のうえ、指定管理予定者の期間全体に効力を有する事項を定めた覚書を交換する。

(9) 開業に向けた手続きイメージ



※同時期に公募を開始する「大熊町産業交流施設整備」の竣工時期によって引渡し時期が変更となる場合があるが、建物引渡し時から管理開始とする。

(10) 協定の締結

町と指定管理予定者は、指定管理予定者段階での事業進捗等による管理運営業務に係る条件の変更を踏まえ、改めて役割分担・費用負担等の協議を行う。

協議の結果を踏まえ、町は議会の議決により、指定管理予定者を指定管理者に指定するとともに、協議のうえ、指定管理予定者と事業を円滑に実施するために指定管理期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協定書を締結する。

10. 参加に際しての注意事項

(1) 設置条例に関する事項

ア 本募集は、今後制定予定の設置条例における指定管理者制度の適用を前提とした停止条件付の募集であり、指定管理者制度が適用されない場合、効力は発生しないものとする。

イ 本要領及び仕様書における整備予定施設の概要、指定の期間、業務範囲、利用料金等についても、設置条例で定める内容であるため、変更する場合がある。

(2) 複数申請の禁止

ア 1応募者につき1申請とする。

イ 共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員又は単独で申請を行うことはできない。

(3) 著作権及び提出書類の取扱い

ア 提出されたすべての書類は、返却しない。町の責任において一定期間保管後、破棄する。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

ウ 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

エ 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、選考に必要な場合など、町が必要と認めるときは、町は提出書類の全部又は一部を無償で複製・使用できるものとする。

(4) 手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(5) 参加に係る費用負担

書類作成及び提出に関わる費用など、必要な経費等は全て提案者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した経費等は全て提案者の負担とする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査関係者に対し、審査に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- オ ヒアリング審査において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 他者の提案函書を盗用した疑いがある場合
- キ その他の不正行為があった場合

(7) 情報公開

提出書類等は大熊町情報公開条例（平成12年9月27日条例第33号）の規定に基づき、公開請求の対象となる。

指定管理者予定者の選考過程に関する情報（提出書類、審査委員会報告書、審査委員会選定調書、審査委員会会議録等）は原則公表しない。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とする。

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表しない。

(8) 指定管理予定者の事由による辞退のペナルティ

指定管理予定者が指定管理者に指定されるまでの期間において、自らの事由により辞退となった場合、その日から3年間、町の公の施設に係る指定管理者・指定管理予定者の応募はできないものとする。

1 1 . 問 い 合 わ せ

大熊町役場 企画調整課 地域振興係

〒 9 7 9 - 1 3 0 6 福島県双葉郡大熊町大川原南平1717

電話 0240-23-7586 F A X 0240-23-7845

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く）